

青森県報

第二千六百一十号

平成十八年
三月十日
(金曜日)

目次

告 示

航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定の一部改正	(環境政策課)	一
右 同	(同)	一
新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定の一部改正	(同)	二
右 同	(同)	二
生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	二
右 同	(同)	二
救急病院の廃止	(医療薬務課)	二
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	(高年齢福祉課)	三
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(同)	三
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出	(同)	四
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	(同)	四
公有水面埋立て工事のしゅん功認可	(漁港漁場整備課)	四
右 同	(同)	五
右 同	(同)	六
電線共同溝を整備すべき道路の指定	(道路課)	七
過疎地域自立促進特別措置法による公共下水道に関する工事の完了	(都市計画課)	七
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	(経理課)	七

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事務局)	七
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	(同)	八
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	(同)	八
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	(同)	九

告

示

青森県告示第百八十号

平成九年五月二日青森県告示第百三十四号(航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

表の項中「十和田市」の下に、「平成十六年十二月三十一日現在における十和田市の区域に限る。」を、「七戸町」の下に、「平成十七年三月三十日現在における七戸町の区域に限る。」を加え、「上北町」を削り、同表の項中「十和田市」の下に、「平成十六年十二月三十一日現在における十和田市の区域に限る。」を加え、「上北町」を削り、「百石町」を「おいらせ町」に改め、「並びに下田町及び天間林村の区域」を削る。

青森県告示第百八十一号

平成九年五月二日青森県告示第百三十五号(航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

表及びの項中「八戸市」の下に「(平成十七年三月三十日現在における八戸市の区域に限る。)」を、「五戸町」の下に「(平成十六年六月三十日現在における五戸町の区域に限る。)」を加える。

青森県告示第百八十二号

平成十年四月三十日青森県告示第百九十六号(新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

「名川町役場及び福地村役場」を「及び南部町役場」に改める。

青森県告示第百八十三号

平成十三年四月一日青森県告示第百三十四号(新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

「上北町役場、天間林村役場、下田町役場」を「東北町役場、おいらせ町役場」に改める。

青森県告示第百八十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護の種類		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地		
医療法人弘愛会	弘前市大字宮川三丁目一	訪問介護	ケアステーションふれあい藤崎	南津軽郡藤崎町大字藤崎字館岡二一の一		平成二〇一三年三月一日
有限会社どんぐり村	和田市東二丁目三番五	訪問看護	訪問看護ステーションどんぐり村	和田市東二丁目三番五		平成一八年三月一日
医療法人南六会	八戸市小中野二丁目四の五	通所介護	デイサービスセンターなごむ	八戸市南郷区大字島守字阿庄内一五の六		"

青森県告示第百八十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社嶋野商事	つがる市木造千代町三四の一	居宅介護支援事業所	つがる市木造吹原西前田二一の一	平成一八年三月十日

青森県告示第百八十六号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十三年十二月五日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十八年三月一日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までに野辺地町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十八年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五四六に隣接し、五四二及び二二九の地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 野辺地漁港北防波堤灯台（北緯四〇度五二分一八秒、東経一四一度〇七分五四秒）から二五六度二三分七五〇・一四メートルの地点

の地点から一六七度一七分九五・一四メートルの地点

の地点から七七度一七分〇・六四メートルの地点

の地点から一六七度一七分二七・三六メートルの地点

の地点から二五七度一七分五二・六四メートルの地点

の地点から一六七度一七分三一・〇〇メートルの地点

の地点から一二二度一七分五五・〇〇メートルの地点

の地点から七八度三分四九・一二メートルの地点

の地点から一六七度一七分五五・〇〇メートルの地点

の地点 の地点から二六一度四九分九六・九四メートルの地点
の地点 の地点から三四七度一七分一五六・四三メートルの地点
面積 一三、五三七・一二平方メートル

青森県告示第百九十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十三年十二月三日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十八年三月一日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までに野辺地町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十八年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

上北郡野辺地町字野辺地二二三の一
野辺地町

2 代表者の住所及び氏名

上北郡野辺地町字野辺地二二三の一
野辺地町長 亀田 道隆

二 埋立区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五四六に隣接し、五四二及び二二九の地先公有水面

2 区域

次のAの地点からEの地点までを順次に直線で結んだ線及びAの地点とEの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 県 の地点から一六七度一七分二七・三六メートルの地点

Bの地点 Aの地点から二五七度一七分五二・六四メートルの地点

Cの地点 Bの地点から一六七度一七分三一・〇〇メートルの地点

Dの地点 Cの地点から一二二度一七分五・〇〇メートルの地点
Eの地点 Dの地点から七八度三二分四九・一二メートルの地点

3 面積

一、八九〇・〇五平方メートル

青森県告示第百九十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項の規定により、平成十六年六月二十一日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十八年三月一日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで深浦町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十八年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

西津軽郡深浦町大字関字柝沢九三番地一一号から、同町大字関字柝沢一 番地一号を経て、同町大字関字柝沢一 八番地六号に至る間の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び ③の地点と③の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 二等三角点（玉五）追上（X座標八二八一・二 八メートル、Y座標マイナス六四 八・六メートル）（北緯四 度四四分三六秒

一四九、東経一四 度四分二八秒四三 八）から七六度三分五一秒一八二五・九八メートルの地点

の地点 ①の地点から一二八度五九分一九秒一・一五メートルの地点

の地点 ②の地点から一七七度四〇分五二秒一五・五メートルの地点

の地点 ③の地点から一三一度五 分三四秒二七・三メートルの地点

の地点 ④の地点から一二六度二〇分七秒二七・三 メートルの地点

の地点 ⑤の地点から一二二度九分二一秒二三・五六メートルの地点

の地点 ⑥の地点から一二〇度一四分五三秒二三・五六メートルの地点

の地点 ⑦の地点から一一九度三分四三秒二七・六六メートルの地点

の地点 ⑧の地点から一一九度三分四二秒八・一九メートルの地点

の地点 ⑨の地点から一一九度三分四二秒五五・一六メートルの地点

の地点 ⑩の地点から一一 度三分四二秒六・八四メートルの地点

の地点 ⑪の地点から一二八七度四五分二四秒五・二四メートルの地点

の地点 ⑫の地点から一二九二度一五分三四秒七・一三メートルの地点

の地点 ⑬の地点から一二九七度三分一五秒一二・四九メートルの地点

の地点 ⑭の地点から一二九五度三八分三四秒五・一九メートルの地点

の地点 ⑮の地点から一二八七度四五分三三秒七・七四メートルの地点

の地点 ⑯の地点から一二七一度四六分四秒四・四六メートルの地点

の地点 ⑰の地点から一二八三度五 分二五秒四五・五六メートルの地点

の地点 ⑱の地点から一九 度四七分四三秒一・八三メートルの地点

の地点 ⑲の地点から二七六度二五分一九秒二・六一メートルの地点

の地点 ⑳の地点から二七 度二六分三一秒一・七五メートルの地点

の地点 ㉑の地点から二五一度三一 分四四秒二・一五メートルの地点

の地点 ㉒の地点から二五 度四分 分四 秒二・五六メートルの地点

の地点 ㉓の地点から二九一度三 分一六秒三・四一メートルの地点

の地点 ㉔の地点から二五 度三三分七秒七・四一メートルの地点

の地点 ㉕の地点から三四 度九分四一 秒二・二二メートルの地点

の地点 ㉖の地点から三 五度一八分一七秒・七七メートルの地点

の地点 ㉗の地点から三 五度一八分一七秒・七七メートルの地点

の地点 ㉘の地点から三 三度三三分二秒三三・六九メートルの地点

の地点 ㉙の地点から三 八度三七分二秒三・九六メートルの地点

の地点 ㉚の地点から二 九五度五 分一秒五・七四メートルの地点

- ③²の地点 ③¹の地点から三 九度四三分一五秒一 ・五八メートルの地点
- ③³の地点 ③²の地点から三三度四七分六秒三・五四メートルの地点

3 面積

三、一四九・五六平方メートル

青森県告示第九十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十八年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

道路の種類	路線名	区 間
県道	弘前鰯ヶ沢線	弘前市大字徳田町四の一から 弘前市大字徒町川端町二四の二までの上り線 弘前市大字徒町一七の二三までの下り線

青森県告示第九十五号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定により行った次の公共下水道の終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第八条第一項後段の規定により告示する。

平成十八年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

平川市特定環境保全公共下水道

二 工事の区域

終末処理場

平川市碓ヶ関古懸向安田八の一、九の二及び一〇地内

三 工事の内容

終末処理場

四 工事の完了の日

平成十七年十二月九日

青森県告示第九十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十八年三月十一日から施行する。

平成十八年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

黒石市農業協同組合追子野木支所	黒石市追子野木二丁目	を
黒石市農業協同組合追子野木出張所	黒石市追子野木二丁目	に、
黒石市農業協同組合山一支所	黒石市大字温湯	を
黒石市農業協同組合山一出張所	黒石市大字温湯	に改める。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年三月十日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
今泉勝博後援会	中田正男	今泉信明	十和田市穂並町一六の三四	平成一六・二・二〇
橋本隆春後援会	橋本林八	小泉悦治	上北郡六ヶ所村大字尾駱字野附三三九の九	一六・二・二三
福土信幸後援会	和田裕行	高坂テル	青森市桂木三丁目二六の六	一六・二・二三

青森県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十八年三月十日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党平賀支部	政治団体の名称	自由民主党平賀支部	自由民主党平賀町支部	平成一六・二・一九
自由民主党青森県大樹支部	会計責任者	原子昭栄	秋元正孝	一六・二・二四

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
沼畑繁後援会	代表者	沼畑繁	相内利男	平成一六・二・二六
丸井ゆたか後援会	政治団体の名称	丸井ゆたか後援会	丸井裕後援会	一六・二・二六
高木しんや後援会	代表者	津川静夫	三橋千代志	一六・二・二三
信友会	会計責任者	中村千賀子	中原正俊	一六・二・二五
中村友信後援会	会計責任者	中村千賀子	中原正俊	一六・二・二五
吉田博司後援会	会計責任者	野里次弘	川端政	一六・二・二〇
工藤豊秀後援会	会計責任者	工藤一博	平田隆春	一六・二・二三
笹田保後援会	主たる事務所の所在地	つがる市下牛潟町鶴舞岬七三	つがる市下牛潟町鶴舞岬二三三	一六・二・二三
工藤祐直君を囲む会	会計責任者	佐々木良一	河門前正彦	一六・二・二六

青森県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同法第三項の規定により告示する。

平成十八年三月十日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
菊川慶子後援会	平成一七・三・二〇	平成一六・二・一

沼畑繁後援会	一七・三・三	一八・二・六
柴田峯生後援会	一八・一・三	一八・二・八
成田佐太郎後援会	一七・三・三〇	一八・二・六
赤石花男後援会	一七・三・三〇	一八・二・二〇
今泉勝博後援会	一五・二・二六	一八・二・二〇
今泉勝博後援会	一七・三・三	一八・二・二〇

青森県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十八年三月十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
中村 友信 (青森県議会議員)	信友会	公職の種類	青森県議会議員	衆議院議員	平成 一八・二・二四

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭